



平成27年度 介護保険の給付制度が変わります

特別養護老人ホームの入所条件が要介護3～5の方に限定されます

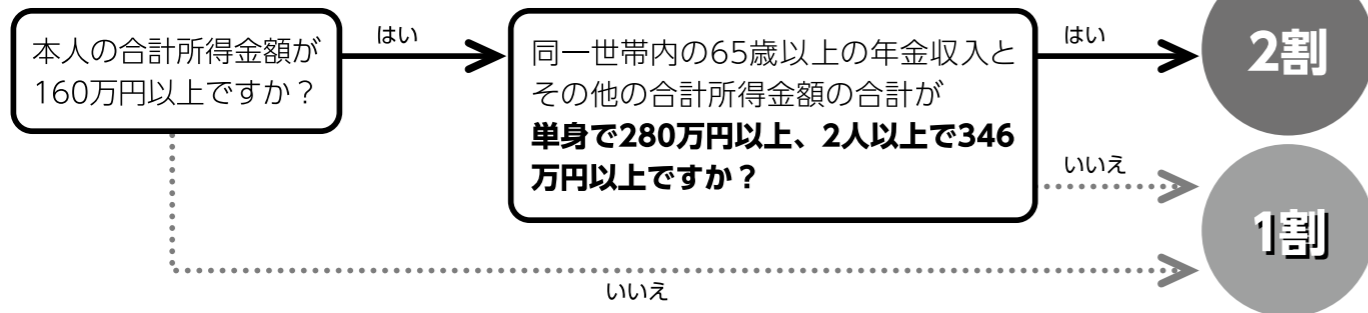
やむを得ない事情があり、審査で認められた場合は、要介護1、2の方も特例的に入所することができます。
(平成27年3月31日以前に入所していた方は経過措置があり、退所になるわけではありません。)

合計所得金額が160万円以上の方は自己負担割合が2割に引き上げられます



平成27年8月利用分からは、65歳以上で合計所得金額が160万円以上の方(年金収入のみで280万円以上の方)は、自己負担割合が2割に引き上げられます。ただし、世帯の所得状況に応じて決定される利用者負担上限額が自己負担額を超えると「高額介護サービス費」として払い戻されます。つまり、2割対象者すべてが2倍の負担になるわけではありません。

確定申告、町県民税申告が終わり所得決定した後の7月頃に介護保険負担割合証を送付しますのでご確認ください。
※担当ケアマネージャーへの提示をお願いします。



高額介護サービス費の上限額が一部引き上げられます

高額介護サービス費とは、食費等を除いた介護保険サービスを利用した際の自己負担額が、同じ月に一定の上限(世帯状況や所得によって決定されます)を超えたとき、申請により超えた部分が払い戻される制度です。平成27年8月利用分から、医療保険の「現役並み所得(課税所得145万円以上)」に該当する方は、この月額上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。



負担限度額認定が変わります

施設への入所やショートステイを利用する際に、食費・居住費の負担を軽くするために、負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)という制度があります。今までは同一世帯の所得に応じて決められていましたが、平成27年8月からは以下も考慮されることになります。

- ① 世帯が異なる配偶者(夫や妻)の所得
- ② 資産(預貯金・有価証券・投資信託・タンス預金)(単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下)

更新申請に必要なもの：通帳のコピー(申請日の直近2か月以内の残高が分かるもの)、印鑑、有価証券などのコピー

更新申請受付期間：平成27年7月1日(水)～7月31日(金) ※1年に一度申請が必要です！ 8月以降の受付分は申請月からの適用となります。

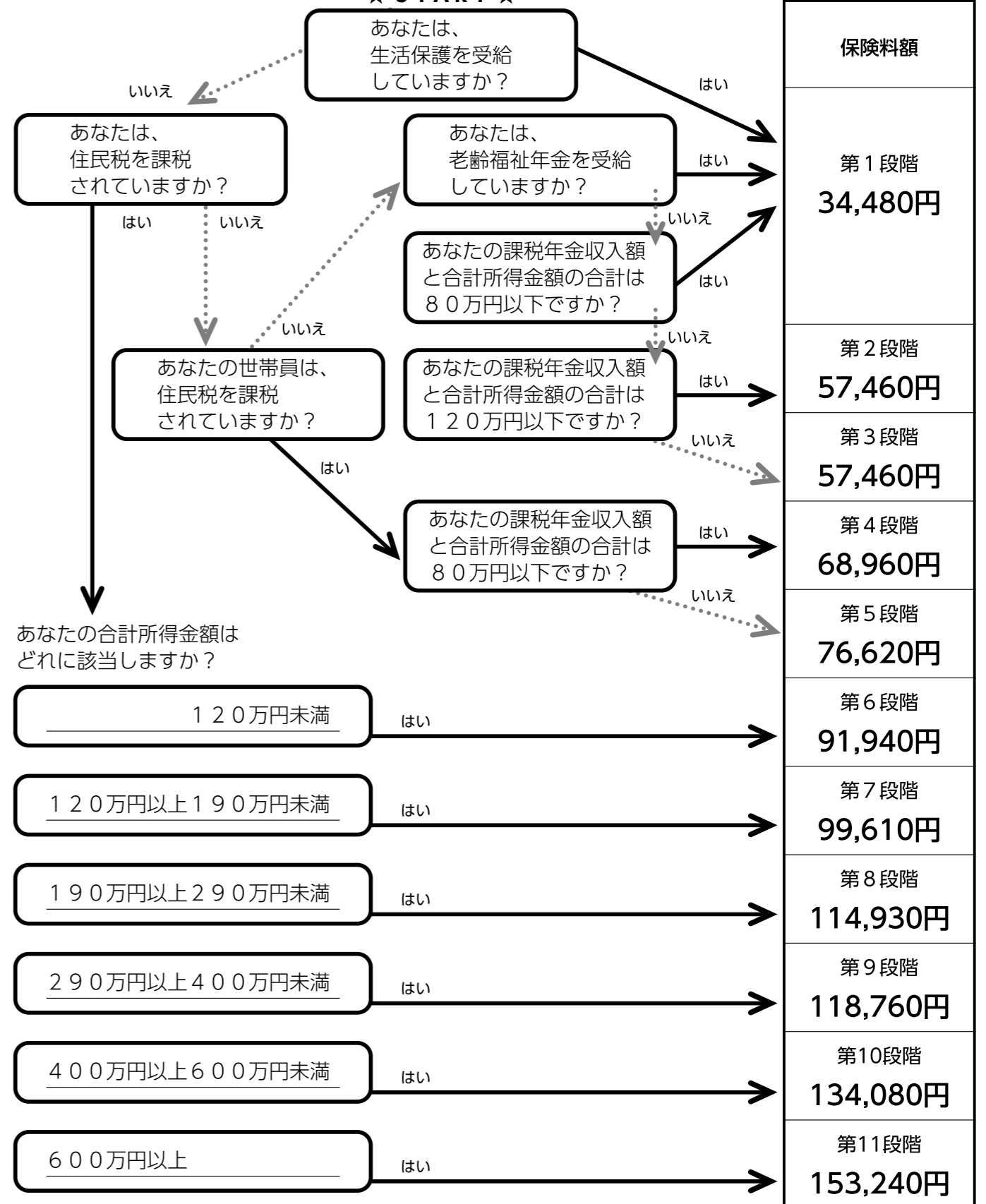
※別世帯でも配偶者が課税されている、資産が一定以上あるという方は認定の対象外になります

※配偶者の有無や資産の額について虚偽の申請などをした場合加算金が課されることがあります。(施設に代行を頼む場合も同様)

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

平成27年度の65歳以上の方の介護保険料

★ START ★



※老齢福祉年金とは、大正5年(1916年)4月1日以前生まれで、一定の要件を満たしている方が、受給している年金です。
※第1段階は、制度改正を反映(軽減済み)した保険料額となっています。
※年度途中で65歳になられた方、年度途中で西原町に転入された方は、月割で計算されます。
※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料とは、別の保険料です。